第二十四条第十一項の表第十九条第三項の項の次に次のように加える。

第十九条第五項	次の	第七条第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同条第三項中「第八十条」、「第八十一条」、「第八十五条及び第八十六条」とあるのは「第五十六条」と、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の
第十九条第五項の表第六条の項	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）	第二十四条第三項又は第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画又は経営計画
	計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等	当該変更後の経営強化計画
第十九条第五項の表第七条第三項の項	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第二十四条第一項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等による
	受けた同法第十七条第二項	受けた
第十九条第六項	、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(2)を除く。）並びに第十七条第一項に掲げる要件（第一項この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた後における経営強化計画の変更であつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びにニ(1)に掲げる要件を除く。）	及び第七号から第九号までに掲げる要件

第二十四条第十二項中「第十九条第一項、」を「第七条の規定による認可を受けて行う合併等により発行組織再編成金融機関等又は第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第十九条第一項、」に、「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改め、同項の表第六条の項中「対象組織再編成子会社等（当該」を「第二十四条第六項に規定する対象組織再編成子会社等（以下第二十三条までにおいて「対象組織再編成子会社等」といい、第二十四条第九項又は第十項の規定により」に改め、同項の次に次のように加える。

第七条第二項	による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登
第七条第三項	第五十六条	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条
	同条中	これらの規定中
	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等による同法第十七条第二項

第二十四条第十二項の表第十九条第五項の項を次のように改める。

第十九条第五項	次の	第七条第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同条第三項中「第八十条」、「第八十一条」、「第八十五条及び第八十六条」とあるのは「第五十六条」と、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の

第二十四条第十二項の表第十九条第五項の項の次に次のように加える。

第十九条第五項の表第六条の項	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）	第二十四条第九項又は第十項の規定により経営強化計画又は経営計画
	計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等	当該変更後の経営強化計画
第十九条第五項の表第七条第三項の項	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等による
	受けた同法第十七条第二項	受けた
第十九条第六項	、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(2)を除く。）並びに第十七条第一項に掲げる要件（第一項この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた後における経営強化計画の変更であつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びにニ(1)に掲げる要件を除く。）	及び第七号から第九号までに掲げる要件